

教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める決議

教育基本法及び学校教育法の改正並びに学習指導要領の全面改訂を受け、文部科学省は、平成21年、新しい教科用図書検定基準を告示した。

これらの中で、教科書は、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人を育成するため、豊かな情操と道徳心、伝統と文化の尊重や我が国と郷土を愛すること等、教育基本法に示す教育の目標と一致するよう求めている。

和歌山県教育委員会は、教科書採択に当たり、教科用図書選定審議会の答申を受け、「教科用図書採択基準」及び「教科用図書選定資料」を作成し、各市町村教育委員会に参考資料として示している。また、それに基づいて各市町村教育委員会が教科書の選定・採択をするよう求めている。

昨年3月には小学校の教科用図書検定結果が発表され、昨年度に小学校の教科書採択は終了しているが、本年度においては中学校の教科書採択が行われる。

よって、本県議会は、県教育委員会において下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 審議会の答申を踏まえ、教育委員会の委員その他学校関係者に教育基本法及び学校教育法の改正並びに学習指導要領改訂の趣旨について周知徹底を図ること。
- 2 教育基本法の目標及び学習指導要領の目標や内容を達成し得る「教科用図書採択基準」及び「教科用図書選定資料」を作成し、それに最も適した教科書を採択するよう、各市町村教育委員会を指導・助言すること。
- 3 各教育委員は、それぞれの責務において、法律の定めるところにのっとり、主体的に教科書の採択を行うこと。

以上、決議する。

平成23年6月30日

和歌山県議会